

○議事日程

令和7年10月9日（木） 第2日

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第42号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第43号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第44号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 6 議案第46号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 7 議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第49号 令和7年度岐南町一般会計補正予算
- 第10 議案第50号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算
- 第11 議案第51号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第12 議案第52号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 第13 議案第53号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 第14 議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 第15 認定第 1 号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 2 号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第17	認定第3号	令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第4号	令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第5号	令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第6号	令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定について
第21	認定第7号	令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定について

———— ◇ —————

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

———— ◇ —————

○出席議員

10名

1番	倉内貴成君
2番	小椋正子君
3番	廣瀬恵理子君
4番	長谷川淳君
5番	松本暁大君
6番	三宅祐司君
7番	松原浩二君
8番	渡邊憲司君
9番	加藤雅浩君
10番	小島英雄君

———— ◇ —————

○欠席議員

なし

———— ◇ —————

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田悟君

総務部長	服部貴司君
ことども未来部長	三輪学君
健康福祉部長	堀場康伸君
住民部長	小野木崇夫君
基盤整備部長	板橋篤志君
会計管理 者	井上哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	摂田真広
書記	高木明美

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 松本暁大議員、
6番 三宅祐司議員を指名いたします。

第2 議案第42号

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、議案第42号 岐南町行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これか
ら質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。議案第42号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。議案第42号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第3 議案第43号

○議長（加藤雅浩君） 日程第3、議案第43号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。議案第43号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。議案第43号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第4 議案第44号

○議長（加藤雅浩君） 日程第4、議案第44号 岐南町職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。議案第44号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。議案第44号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◆

第5 議案第45号

○議長（加藤雅浩君） 日程第5、議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

[「議長」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 4番議員 長谷川です。

こういう施設は空き時間を有効活用するべきだという考えがありますので、1点質問させていただきます。

第2条において、17時から19時半、第7条においては17時から19時まで利用できない時間があるのは、これはなぜでしょうか。

答弁よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 長谷川議員の質疑にお答えいたします。

第2条、岐南町小学校及び中学校の設置に関する条例と第7条、岐南町羽栗社会体育施設の設置条例にあります使用時間が、それぞれ2時間半と2時間空いている時間があります。

この時間が使用できない理由といたしましては、小・中学校の下校した児童・生徒や放課後子ども教室に通う児童が屋外運動場を利用していること。また、教師が勤務している時間のため、利用者が駐車場を使用できない可能性があることでございます。

そのほかに、冬場は日照時間が短いので、この時間に照明を使用しようとすると、タイマーの時間を細かく設定できる分電盤に改修する必要があることも課題でありますので、使用できない時間となっております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 今ご答弁いただきましたが、学校の運動場は確かに下校時間とかぶったりすると難しいときはあるかもしれません、それでも6時から7時半とか多分1時間半とか使うことも可能ですし、また先ほど言われた照明、水銀灯とかの問題かなと思うんですが、こちらのほうもその照明の問題とかクリアして開放するようなこともぜひ検討していくべきかなと個人的には思うんですが、今後ずっと本当にこのままなのか、今回、条例としてはこういうふうですが、今後改善の余地はあるのかどうか、その点だけご答弁よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 長谷川議員の質疑にお答えいたします。

空いている時間を使用しようとする場合は、これらの課題を整理する必要がございます。

施設改修につきましては、分電盤のほか、屋外照明の灯具が水銀灯であり、水銀灯は令和3年から製造、輸出または輸入が禁止となっており、灯具をLED化に改修することも併せまして、今後は施設の有効活用と利用者が快適に利用できるよう、改修工事を計画的に進めてまいります。

課題が整理でき、屋外照明設備の改修が終わりましたら、使用区分の改定を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島ですが、委員会に付託されますので、多くは質問しませんけれども、1点だけ。

本来、公共施設には無料使用というのが原則なんですね。年々使用者が増えるということで、受益者負担ということを求めておりますが、本来はこの受益者負担というのはそぐわない言葉なんですよ。公共施設というのはあくまで無料が原則。

しかし近年の、この書いてあるとおり、激変緩和や施設間調整を考慮した上でということが書いてありますが、そこには、やはり上げるなら使用者の意見、そういうものを聴取してあげるのか、今度、今回は使用料は3割上げるということありますので、お年寄りの楽しみを奪う可能性もあるんですね。今までお金払っていたけれども、上がるために今まで10回利用しておったのが、5回に減らすとか、あるいはもう取りやめをするという人も増えてくるのではないかと思っておりますので、この使用料を3割という根拠はどこにあるのか、ちょっとお尋ねいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

公共施設使用料の改定につきましては、単に料金を上げるための施策ではなく、公共施設の適正な管理を長期的に捉え、町民生活の質を確保するため不可欠な財源確保の手段でございます。受益者負担と町民全体、利用しない方の負担の公平性を保つことが可能になる点から、近年、公共料金の見直しを求める動きがある中、自治体間での適正な財源配分とサービス水準の維持という観点から、使用料改定は避けて通れないという課題となっております。全国的に令和の時代に入ってから多くの団体が使用料見直しを完了させております。財源の安定性と透明性の確保を寄与している事例も増えていることで、今回、昨年の厚八運動場の改定に引き続き、町内関係施設、全施設の料金の見直し作業を順次進めてまいりました。

今回、ご質問の3割というお話ですが、管理運営費が平成25年と比較し、10年間で約33割上昇しております。人に係る費用、物に係る費用などでございます。特に光熱水費の上昇が大きな原因となっております。

全体で、改定率を部屋ごとに示した場合、中央値が190.7%となりましたが、先ほど議員さんからお話がありましたように、激変緩和ということを採用いたしまして、今回3割の値上げをさせていただきました。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 今、部長から長々と説明がありましたが、それはしゃくし定期なことであって、やはり公共施設を使うという目的は、先ほどの原則としては無料なんですよ。光熱費が云々とか、負担の公平性を求めるためにやるとか、それは問題ないです。もし上がるようなことがあれば、一般財源から繰入れすればいいんですよ、

どんどん。今回見てみると、3億6,000万という黒字になっているということありますので、そういうのを投入すればいいんですよ。住民の生活を安定する、住民に少しでも楽しんで生活してもらう、そのための公共施設利用ではないですか。

光熱料が増えた、公平性の原則を守るためにやる、そういうのは言い訳なんですよ。本当に町民のためにやるというなら、一般財源繰り出してもいいんですよ。

もう一つお尋ねしますが、それに関連して。

ボランティア活動とか子供とか、あるいは障害者のために、例えば減免措置を取られておるのか、一律3割なのか、そういうことも書いてありませんので、そういうことも含めてどうなんだということがありますね。

それからあと、いつも役場が上げるときは近隣市町が云々ということも出てきますが、今回は近隣市町はどれぐらい上げたか一切ないんですが、近隣市町も含めて岐南町の3割というのに比べてどうなんだということを再度お伺いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

一般財源を投入したらどうかというお考えですが、そういう考え方もございますが、やはり何度も説明させていただき申し訳ないんですが、使う方と使われない方の公平性の観点から、今回このような3割値上げというふうにさせていただきました。

あと、近隣市町の上げ方、値上げ等、料金改定についてのことなんですが、どこからの区間でどれだけ上がったかということについては、ちょっとここではお示しできないんですが、直近でいいますと、厚八運動場の料金値上げのときは20%の値上げでございました。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

減免団体につきましては、岐南町が設置する公共機関や岐南町内の自治会、単位子ども会、スポーツ少年団など169団体が減免しております。使用料の減免の規定は、町の施策により学習、集会の用に供する施設の利用促進や町民の心身の発達、スポーツ振興などに一定の効果を上げておりますので、このまま減免団体のほうは引き続きやっていく予定でしております。

障害者の方につきましては、減免は今現在はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、福祉教育常任委員会に付託することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。



第6 議案第46号

○議長（加藤雅浩君） 日程第6、議案第46号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論を終結いたします。

お諮りします。議案第46号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を願います。

（贊 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立多数です。したがって、議案第46号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。



第7 議案第47号

○議長（加藤雅浩君） 日程第7、議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「議長」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

小島議員、委員会に所属しておりますので、委員会所属の人はできれば委員会でやってほしいんですけど。

○10番（小島英雄君） 今も議長のほうからありましたが、よく承知しておりますので、幾つかは言いませんので、委員会のほうに付託しますので、1点だけ質問いたします。

また19%、約2割の水道料金の値上げということであります。やはりこれは町民感情を逆なでするような値上げであります。やはり水道水というのは命の水です。水がなかったら人は生きていけませんので、できる限り現状維持が望ましいと思っております。

そんな中で、いろいろ今回の議案を見ておりますと、補助金を使ったところがたくさんありますので、なぜこれについては補助金を使わなかったか。

例えば、国の臨時交付金等を活用すれば、また水道料金のほうに、値上げもせずに済むのではないかと思っておりますので、なぜこの簡単に水道料金を上げると、安易に、先ほどと同じように、また激変緩和とか、公平、受益者負担等を求めるようなことではなくして、いかにして皆さんに安定的に水道料金を納めてもらって生活できるような、そういう行政をしてもらいたいがために質問するわけでありますので、やはりこちら辺のところも国の補助金を使っていただいて、皆さんに安定した生活をしていただく、そういう理念の下で質問しておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私の質問とさせていただきます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） ただいまの小島議員のご質問にお答えいたします。

基本的に水道事業におけるものについては公営企業ということでありますので、独

立採算という原則の観点からやるということですので、補助金等については考えず、水道事業だけの精算で行うということでございます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、公営企業ということで、独立採算の原則でやらせていただいておりますので、補助を入れてということは原則考えておりません。

ただ、近年の物価高騰に伴う補助ということで入れさせていただいているのは時限的なものでありますし、基本的には持続可能な経営を今後していくにあっての料金の改定ということでございますので、そういう観点からは、今回19%の値上げということをさせていただく条例の改正ということでございます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、総務基盤常任委員会に付託することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、総務基盤常任委員会に付託することに決定いたしました。

第8 議案第48号

○議長（加藤雅浩君） 議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これか

ら質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例については、総務基盤常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例については、総務基盤常任委員会に付託することに決定いたしました。



第9 議案第49号

○議長（加藤雅浩君） 日程第9、議案第49号 令和7年度岐南町一般会計補正予算を議題といたします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島です。

2ページ目の食材価格高騰に伴う学校給食費助成金という欄がありますが、学校給食費助成金というのは、本来はこの趣旨は子供たちの給食に十分な栄養が行き渡るという趣旨の下で出されている助成金であります。なぜここを取り上げたかというと、943万円7,000円という補助金をもらっておりまます。これは子供たちのために、確実に栄養補給ができているかどうかということを重点的に答えていただきたいと思っています。

なぜかというと、1年有余私は離れておりましたが、選挙の中で、いろんな人、若い人もそうですが、学校給食の質が悪い、1人当たりの分量が少ない、そういう話をいっぱい聞きました。

特に中学生の場合は足らないという親が本当に、たくさんとは言いませんが、数名何とかしてくださいということで直訴されました。よく調べてまた連絡しますという

ことありますが、やはり子供たちに聞いてみると、少ない、そして質が悪い、冷凍食品が多いのではないかということです。

今回、学校給食費助成金ということで出ておりますので、これは確実に子供たちのために栄養摂取できるような使われ方をしてもらいたいがために質問したのでありますので、確実に栄養補給できるかどうかということを答えていただければそれで十分です。

そして、中学校の学校トイレ改修工事、管理業務委託料に106万、工事費に2,900万円使われておりますが、洋式に使われるのは非常に結構なことであります。その洋式がどういう便器なのか、ただの洋式なのか、あるいは水洗トイレなのかを含めて、やはり子供たちが安心して使えるようなトイレかどうか、お伺いします。

そして、防災コミュニティセンター、これで終わりますが、防災コミュニティセンターの空調設備工事費の設計業務委託料として265万上げられております。ということは、もう設計ができているということです。この設計の概要、仕様書、図面目録が全然出ていないんですよ。これだけの費用が出るということは、工事費は当然これの2割以下、265万やったら3,000万ぐらいはかかると思います。大体そんなもので、目安は。1割5分前後、設計工事費の。だから、そういうことが出ているにかかわらず、金額だけ出して、これで承認してくれというのはちょっとおかしいのではないかと。

きちんと図面等を出して承諾を得た上で議案ならいいんですが、ただ数字の羅列だけ出してお願いしますでは、ちょっと納得いかないです。

しっかりとした図面を提示して、まずこうした、どことどこを直すんだと。防災コミュニティセンターは既にエアコンが設置されておりますが、一部悪いのは聞いております。

だから、これだけの費用が設計だけでかかるということはすごいお金なんですよ。

だから、詳細が分かるような説明をお願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 小島議員の質疑に一部お答えをしたいと思います。

先ほど小島議員より、岐南町の学校給食は質が悪いようなご発言をいただきましたけれども、先般、岐阜県知事の江崎知事にも岐南中学校にお越しいただきました。岐南町の子供たちと共に一緒に給食を召し上がっていただいたところでございます。その中で、江崎知事より、岐南町の学校給食は無償であっても大変量も十分ありますし、味もおいしいというふうに言っていただきましたし、その際に子供たちもいつも学校給食はおいしいと。お弁当か給食かどっちが好きですかというような質問に対しても、

給食が好きだというふうにみんな答えておりましたので、このことをお伝えいたしましたく、今答弁で出させていただきました。

あとは部長がお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 小島議員のご質問の1つ目、学校給食の栄養が取れているかというところで、現在、この補正予算におきましては、国の補助金を使いがてら給食のエネルギーの充足率、こちらのほうを100%になるよう計上をしております。

物価の高騰につきましては、毎月毎月と物価のほうは高騰しております。小・中学生の子供たちに、このエネルギーの充足率100%になるような、そんな給食を提供するよう、日々給食センターのほうで頑張っております。

続きまして、岐南中学校のトイレのほうですけど、こちらは和式から洋式に変更させていただくものでございます。基本的にはウォシュレット機能はついておりません。あと小便器につきましては、自動洗浄。そして大便器につきましては、レバー式というものを設置することにしております。いずれにしましても、中学校の設置の児童・生徒、それから屋外で夜間使われる地域の方々が快適に使用できるような、そんなような改修をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔「水洗トイレかどうか」との声あり〕

○こども未来部長（三輪 学君） 大便器のほうも水洗でございます。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

防災コミュニティセンター2階の空調設備につきましては、令和7年7月頃から室外機内のコンプレッサーが経年劣化により作動しなくなつたため、正常に機能していない状態になっておりますので、機能を回復し、利用者に快適に利用していただくため、設計業務委託費を計上しております。

今回、265万6,000円の設計業務委託の内容につきましては、機器選定の検討、図面の作成のほか、仕様書を作成し、それを基づいて工事費が算定されます。ですので、今現在、設計の図面等はまだこれからでございますので、あと工事費につきましても、この時点ではまだ算出されておりませんので。設計業務委託の納期が一応3月上旬を予定しておりますので、工事費につきましては新年度予算に計上をする予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） まず、学校給食費のことでの、町長からの答弁、何ですか、こ

れは。知事が見えて食べた給食、弁当がいいか、給食がいいか、誰でも給食がいいと言いますよ。味がいいかと言われればいいと言います。そういうときではなしに、平生のとき、誰もそういう人がいないときに聞いてくださいよ。父兄にでもいいよ、子供でもいいよ。そういう立場のある人が来たときに、やはり平生の出る給食と違うんですよ、内容が。そんなことは誰でも知っていますよ。それをあえて答弁で言うとは何事ですか。そうではなくして、本当の町民の声を聞くんですよ。僅かな時間、期間でも、町民の人が訴えてきたってことは実際どうなんだというと、それは恐ろしい数になりますよ。

先ほど言いましたけれども、冷凍食品ではなく、岐南町ではいい野菜を作っている人がたくさんおります。地産地消でしてはどうなんだと。そういうことも含めて、やっぱりこの学校給食費助成金というのは、先ほども言いましたように、子供たちに十分な栄養摂取するために設けられたものでありますので、これはぜひやってもらいたい。その趣旨をお願いしておるのに、給食に知事が来たから云々なんて関係ないんですよ。岐南町の子供のために、今行政はこういうことをしているんだということを言ってほしかった。

以後、そういうことを気をつけていってもらえば、少しでも学校給食の中身を精査して子供たちに栄養をつけるというならいいんですが、そうでない場合は徹底的に追及しますから、よろしくお願ひいたします。

そして、今、小野木部長の件ですが、令和7年度から機能が悪くなっていると分かっていたら何ですぐやらないんですか。すぐやるんですよ、機能が悪くなって。もう前から悪くなっていると聞いていますよ。だから、言われた時点でなくて、この今夏、ものすごく暑かったじゃないですか。あの中で何をするかと。多分、アクティブクラブの人たちが中心してやっていると思いますが、あの広い中でエアコンなしでできると思いますか。すぐ対応するんですよ。それが行政です。

図面ができるとか、見ておらんとか、そんなこと聞いていませんよ。もしあれば、設備の改修工事の設計業務があるという、出ていますので、これに対する図面が出ているはずですね。これ工事なんて言ってませんよ。設計業務の工事の委託料が出ていますから、この内容についての工事はどうなっているかと聞いたんです。ちょっと間違えていませんか、質問の内容を。

だから、その内容を歪曲せずにきちんと答えてもらわなければ、質問の意味がなっていないんですよ。だから、住民からもそういうことを聞いておるというんでしたら、即座に対応して、自分だったらどうするんだと、あの広いところで、エアコンないところでできますか。金額が張りますが、すぐでも対応しますと、議会のほうの対応も

ありますけれども、そういうことを一言言つていけば誰も苦情はないんですよ。やっぱり住民と接する機会がない。これでは駄目なんですよ。しっかりと住民と対話しながら行政を行う、これが基本です。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小島議員にちょっと申し上げます。ほかの方も聞いてください。

質疑はあくまでも質疑の場なので、簡潔明瞭にお願いいたします。

座ってください。いいですよ、座ってください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 小島議員の質疑にお答えをします。

私の立場でいうと、学校給食の質の部分もありますし、栄養素の部分もありますので、現状をお話をしたいということを思っています。

まず、江崎知事の訪問時に特別な献立を作ったかというと、そうではなくて、通常の給食の献立どおりのメニューでございました。私も食させていただきましたけれども、味としては、味というのはいろんな好みがあって、おいしいものをおいしいと言う人もいれば、おいしいものだけれどもまずいという人もいるので、その辺は、要は、これは多数決の原理といいますか、多くの方がおいしいと言えばおいしいんだろうというふうに思うんですけど。その判断は難しいんですが、私は食事のときには結構量もあっておいしかったという、これは事実でございます。

実際子供たちが食べているところで私は様子を見させてもらったんですけれども、結構おいしそうに食べていたというのが現状であって、私の耳には、申し訳ないんですけども、給食がまずいとか、量が少ない場合はお代わりをすればいいし、その子の食の量に合わせた配膳をすればいいわけであって、それについては対応できるかなと思っています。

それから、年に2回、あるいは3回ですけれども、給食の、給食センターにおいて学校給食運営協議会というのがありますて、そこで学校給食の課題等を洗い出してお話をしているわけですけれども、本当にですね、この物価高騰に伴って栄養教諭が様々な努力をしている。本来ならある食材を使えば、使うことが望ましいかもしれないけれども、ちょっとその辺では金額が足りないというような状況もありますて、ほかの物資に変えて、ただしカロリー、栄養素がきちんと確保できるようにということ

で、そういう献立をきっちと作って、毎回毎回給食を提供しているというところでございます。

子供たちの意欲に関しても、食が進むようにということで、例えはある教材があって、その教材と合わせた献立を給食に出す。あるいは世界の給食を工夫して出す。日本の文化に伴った給食を出す。そうした様々な工夫をしているとともに、調理員の方々のご苦労であるとか、そうしたことでも子供たちに伝えて、食が進むように促しておりますし、そして子供たちは総合的な学習の時間に、地域に出向いて、地域の農園の方にどういうふうに野菜をつくっているのかとか、どういう野菜がおいしいのかとか、どうやって食べたらいいかとか、様々なご苦労も含めて学びながら、自分たちの食を改善していこうと、残菜が多いんならそれなくしていこう、そうした努力をしている。その辺りをきっちとご理解をいただきてご質問いただけたらありがたいと思っています。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 小島議員の質疑に再度お答えいたします。

地産地消とか、先ほど教育長も話されたように、給食は栄養価を取るだけではなく、食育の観点も重要なものです。ご質問があったように、今回の補正予算におきましては、栄養エネルギー充足率といいますか、こちらを100%になるような、そんな給食を提供していきたい。今後もさらに物価のほうは高騰し続けることも見込まれますので、今後もその内容におきましては補正予算等をお願いする場合がございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

設備が機能しなくなった場合、予算の範囲内であれば、壊れた部品を手配し、修繕工事を実施できれば早い段階で直すことが可能ですが、平成12年に建築したときに設置した機器もありますので、24年が経過しており、部品の在庫がなく修繕することができなくなりました。

そのため、工事費を算出するため、今回設計業務委託費を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） おはようございます。

5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、1点、1項目ご質問のほうをさせていただき

ます。

内容は、平島町民センターの空調設備改修工事608万円の件についてです。この件について3点ほどご質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず1点目は、こちらなんですかけれども、昨年だったと思います、令和6年の夏前の時点でエアコンはたしか壊れていたと私は認識しておったんですけれども、その後、行政の方も含めて、地元の方もそうですけど、いろいろご相談のほうはさせていただきました。

今回の10月補正ということで、608万円という金額で上がってきたんですけれども、その当時には3桁ではなくて、4桁、1,000万単位で、もしかしたらかかるかもしれないという、いろいろなお話を伺っておったところなんですけれども、まずそういった問題が発生してから1年以上、先ほどの小島議員のお話ではないですが、時間が経過しているということについて、どのような協議も含めてなされていたのか。

あと今回の10月補正で上がるに至った、それまでにも12月補正でもあります、3月補正、新年度、6月、タイミングはいろいろあったかとは思うんですけれども、なぜ今回のタイミングになったのかをお尋ねさせていただきたいのが1点目。

2点目ですけれども、今回、空調設備改修工事とあるんですけれども、改修と修繕って全然意味合いが違ってくるので、ニュアンスの話になってくるかもしれないんですけど、改修という形になると、例えば省エネのものに置き換えるとか、内容自体が変わってくる部分もあるんですけど、修繕であれば原状復帰するだけ、原状回復するだけという部分になりますので、ここを改修工事で608万円というふうにあるので、そもそも先ほどの防災センターの話もありましたけれども、機器自体が総入替えというか、形になっているのか、わざわざ部品交換の本当に修繕的要素の内容になっているだけなのか、その点を確認させていただきたいのが2点目。

最後3点目は、当町、今回の決算認定もありますけれども、ここ3年ぐらい、令和4年、5年、6年、実質の単年度収支を見ると、億単位で赤字が続いていますので、なかなか財政面、厳しい部分があるかとは思うんですけど、ただ、この公共施設においては、先ほどの町民の方が利用される部分もいろいろありますので、あとは公共施設である以上は、施設建設に当たっては維持管理の部分も当然町としては管理をしていく、見ていかなければいけない部分もありますので、そういう点で基金の活用、財政調整基金という、公共施設建設事業のほうの基金なのか、地域創生福祉振興基金、町民センターがどういう位置づけなのかによっても、基金の取崩しとかもあるかとは思うんですけど、そういうものに対応していくために、こういった基金の積立てというのはあるのかなと思う部分もあるんですけど、恐らくは収支が合わないのでとい

うところでずっと先送りになってきたのかなと私は勝手に認識しておりますけれども、じゃあ基金はどういったタイミングで使うのかなというふうに思う点もあるわけで、今回のこの部分、基金活用とかそういう部分は考慮されたりもしたのかなということを併せてお尋ねしたいと思いますので、以上3点、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 松本議員の質疑にお答えいたします。

平島町民センターの1階の空調設備につきましては、令和6年10月頃から正常に機能していない状態となっており、今回、改修工事を計上いたしております。

今回、10月の補正予算になったことにつきましては、平島町民センターは防衛施設の補助を活用し建築しております。財産を処分する際は制限があり、手続が必要となります。空調設備につきましても補助金を活用しておりますので、東海防衛支局防音対策課と協議をし、現在設置してある灯油燃料空調設備と同等の能力のある空調設備に入れ替えること。2階の空調機器も平成15年に設置した施設設備ですので、1階同様に入れ替えることで進めておりました。

しかし、1、2階とも入替えをしますと、工事費が当然高額になること、また防音機能復旧工事にかかる補助金を活用しますと、工事完了までに最短で3年かかること、また全国で補助枠がありますので、確実に補助がつくかは未定ということになることになります、そういった課題がございました。

現在、2階の空調機器は正常に機能しておりますので、地域住民が安全かつ快適に学習や集会活動を行える環境を早急に確保することを考え、1階のみを改修することで再度協議を進めて、それで時間を要しておりました。

令和7年7月に1階のみを改修することを承諾を得られましたので、10月の補正予算に計上したものでございます。

2つ目のご質問につきましては、令和6年10月頃に室外機の冷媒配管が経年劣化により破損し、冷媒ガスが抜けた状態になっておりました。

この施設につきましても、平成15年に建築したときに設置した機器でありますので、21年経過しており、部品の在庫がなく修繕することができなくなりました。ですので、現在設置してある室外機と室外機を全て取り外して、新たに新しいものを設置する工事を今回計上しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松本議員の3項目めの質問でございます。基金の活用についてお答えをさせていただきます。

公共施設の維持改修につきましての財源の確保といったしましては、公共施設建設事

業基金を活用する、あるいは起債を借入れする、あるいは3つ目に一般財源で対応するという3つの手法がございますが、もちろん公民館の、平島町民センターの維持改修につきましては、公共施設建設事業基金を繰入れするというのも条例上は可能ではございますが、今回の額……。

[「608万」との声あり]

○総務部長（服部貴司君） 失礼しました。

その額でございましたら、一般財源で十分対応が可能と言うことで、今回につきましては、基金繰入れにつきましては活用しないというふうで、予算のほうを上げさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

議長の許可をいただきましたので、再々質問を1点だけさせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。今回、10月補正に上がるに当たって、いろいろ時間的な経緯、お話を伺えたんですが、この施設、町民センターに関しては防衛省の補助金を受けてということなので、単純にすぐいろいろ触ることができないということは理解できましたが。

例えばになってしまいますが、利用率の高い三宅町民センター、こういったところで同じようにエアコンがまた壊れましたと、今度は、例えば5,000万、6,000万かかりますという場合になったときに、少額であってもそうなんんですけど、今回の平島町民センターと同様に、同じように1年以上、先ほどの補助金を活用すると3年かかるとか、いろいろありましたから。どの施設においても同様に今回ぐらいの時間が必要に、問題が発生してから、状況にもよるとは思うんですけど、機器の本当に取替えぐらいのレベルになると、1年以上はどうしてもかかるような、数千万しても、それに関しては一般財源、もしくは先ほどのお話で基金の取崩しか地方債かというところは、起債を打つこともあるかもしれないんですけど、そのぐらいの時間がかかるものだということで、そういう認識で解釈しておったほうがよいのかどうかということを、最後お尋ねさせていただきます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 今回の平島町民センターは、先ほども説明しましたおり、防衛施設の補助を活用して建てた建物でありますので、今回時間を要しておりましたけれども、通常、こういった補助金を活用せずに建てた、建築された建物や設備につきましては、時間を要せず、その壊れた時点で補正するなどしていけば、利用者の方にご不便をかけずに工事ができるものと思っておりますので、よろしくお願ひい

たします。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号 令和7年度岐南町一般会計補正予算を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（贊 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立多数です。したがって、議案第49号 令和7年度岐南町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。



第10 議案第50号

○議長（加藤雅浩君） 日程第10、議案第50号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第50号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

（贊 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。議案第50号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算を原案のとおり可決されました。



第11 議案第51号

○議長（加藤雅浩君） 日程第11、議案第51号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これら質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論を終結いたします。

お諮りします。議案第51号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。議案第51号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。



第12 議案第52号

○議長（加藤雅浩君） 日程第12、議案第52号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論を終結いたします。

お諮りします。議案第52号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。議案第52号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。



第13 議案第53号

○議長（加藤雅浩君） 日程第13、議案第53号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第53号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。議案第53号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については、原案のとおり可決されました。



第14 議案第54号

○議長（加藤雅浩君） 日程第14、議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これか

ら質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論を終結いたします。

お諮りします。議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。



第15 認定第1号から第21 認定第7号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第15、認定第1号から日程第21、認定第7号までの7議案を一括議題といたします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっております。

お諮りします。本件については、監査委員であった私加藤雅浩を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、本案については、監査委員であった私加藤雅浩を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員長に長谷川 淳副議長、副委員長には渡邊憲司総務基盤常任委員会委員長をもって充てたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員長は

長谷川 淳副議長に、副委員長は渡邊憲司総務基盤常任委員会委員長に決定いたしました。



休会

○議長（加藤雅浩君） お諮りします。議案調査のため、10月10日から22日までの13日間休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、10月10日から22日までの13日間休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は10月23日午前10時開きます。



散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

午前11時17分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

松 本 曜 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司

